



お客様各位

オーイーシーフレイトジャパン株式会社
2014年1月

B/L Fee, Doc Fee 及び D/O Fee に対する消費税及び地方消費税ご負担のお願い

拝啓

貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
平素より弊社サービスをご利用いただきましてありがとうございます。

さて、弊社では従来これらの費用は国際貨物輸送の一貫として生じるものと認識しており、消費税及び地方消費税をご負担いただいておりませんでした。

ところがこの度、大阪国税不服審判所の裁決においてこれらの費用が消費税及び地方消費税の課税対象となる判例が出ました。

この判例にもとづき、弊社といたしましても輸出の B/L fee や Doc fee 及び輸入の D/O fee に対する消費税及び地方消費税のご負担をお客様へお願いすることになりました。

何とぞご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

適用開始日： 2014年2月1日入出港分より

課税対象項目： [輸出] B/L fee, Doc fee, Documentation fee
[輸入] D/O fee, Co-load fee, Doc fee, Documentation fee

もしご不明な点がございましたら、何でもお気軽に弊社(Tel: 078-327-1085)までご連絡ください。

敬具